附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第七条、第九条及び第十三条の規定は、公布の日から施行する。

（様式に関する経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○厚生労働省令第五号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十六号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和六年一月十七日

厚生労働大臣　武見　敬三

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第五章　（略）	第一章～第五章　（略）
第六章　医療	第六章　医療
第一節　（略）	第一節　（略）
第二節　流行初期医療確保措置（第十九条の七―第十九条の十二）	第二節　流行初期医療確保措置（第十九条の七）
第三節　（略）	第三節　（略）
第七章　新型インフルエンザ等感染症（第二十三条の三―第二十三条の十四）	第七章　新型インフルエンザ等感染症（第二十三条の三―第二十三条の十一）
第八章　新感染症（第二十三条の十五―第二十七条の二）	第八章　新感染症（第二十三条の十二―第二十七条の二）
第九章　（略）	第九章　（略）
第九章の二　感染症対策物資等（第二十七条の十二）	（新設）
第十章～第十二章　（略）	第十章～第十二章　（略）
附則	附則
（厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標）	（厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標）
第一条の二　法第九条第二項第九号の厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標は、次のとおりとする。	**第一条の二**　法第九条第二項第九号の厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標は、次のとおりとする。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　法第三十六条の二第一項の規定による通知（同項第三号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）又は法第三十六条の三第一項に規定する医療措置協定（同号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）に基づく宿泊施設若しくは居宅若しくはこれに相当する場所における法第四十四条の三の二第一項（法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。以下同じ。）又は法第五十条の三第一項の厚生労働省令で定める医療を提供する医療機関数	三　法第三十六条の二第一項の規定による通知（同項第三号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）又は法第三十六条の三第一項に規定する医療措置協定（同号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）に基づく宿泊施設若しくは居宅若しくはこれに相当する場所における法第四十四条の三の二第一項（法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。）又は法第五十条の三第一項の厚生労働省令で定める医療を提供する医療機関数
四～十　（略）	四～十　（略）
２・３　（略）	２・３　（略）